

令和7年7月

お客さま各位

那須信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて、以下のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

【取組み内容】

(1) 当座預金の新規口座開設停止

実施日：令和7年12月30日(火)

実施日以降、当座預金の新規口座開設を停止します。事業性資金にかかる預金口座開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。

なお、既存先においては引き続きご利用いただけます。

(2) 手形帳・小切手帳の発行停止

実施日：令和7年12月30日(火)

既存先に対して、手形・小切手等の発行を停止します。

また、発行停止までの期間においては、発行上限冊数の制限を設け、原則、1回あたり手形帳1冊、小切手帳1冊とします。

(3) 手形・小切手の振出期限を設定

最終振出期限：令和8年9月30日(水)

最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は決済されなくなります。

(4) 当座預金からの小切手の代替となる出金方法の制定

実施日：令和8年1月5日(月)

当組合所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座勘定入金帳等口座番号が確認

できる書類をご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しをすることができます。

(5) 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱の受付停止

実施日：令和8年9月30日(水)

令和8年10月以降、手形・小切手等を受け取った場合は振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

(6) 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立受付停止

実施日：令和7年9月30日(火)

令和7年10月以降に、令和9年4月以降を期日とする取立手形等（令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について代金取立ての受付を停止します。

(7) 代替手段の案内

手形・小切手に代わる決済方法として、手形は「でんさいサービス」、小切手は「インターネットバンキングサービス」をご利用ください。

(8) 手形帳・小切手帳の買戻しについて

買戻し期間：令和8年1月5日(月)～令和8年3月31日(火)

手形・小切手の未使用分について、1枚につき110円で買い戻しをいたします。

＊令和6年4月以降発行分を対象とし、書き損じを除くものとする。

以上

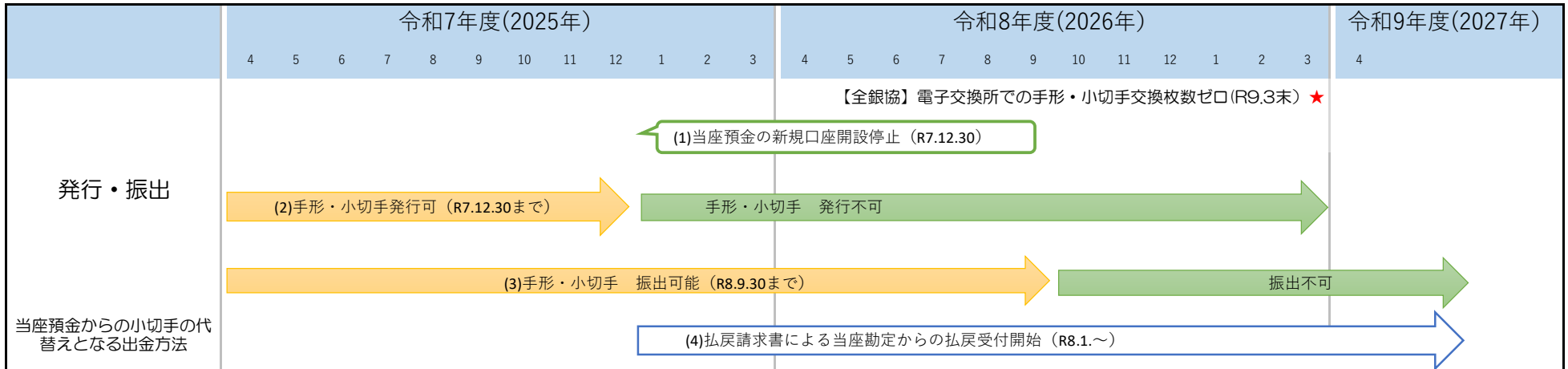
詳しくは、当組合の本支店までお問い合わせください。



「手形・小切手の全面的な電子化」スケジュール



【手形・小切手を振出しのお客様】



【手形・小切手をお受け取りのお客様】

